

1992年7月10日  
(平成4年)

藤沢市教育委員会  
教育長 神 部 昭 三 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本 章

生涯学習関連情報提供業務に係る個人情報の本人外収集  
及びコンピュータ利用について（答申）

1992年（平成4年）4月28日付で諮問された、生涯学習関連情報提供業務に係る個人情報の本人外収集及びコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第8条第2項の規定による本人外収集及び同条第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。ただし、本システムにより収集した情報のうち、各種団体の代表者氏名及び住所の項目については、必要最小限の範囲で、特に必要があると認められる場合に限り、提供することを条件とする。

#### 2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、本人外収集及びコンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 本市では、市民の学習・文化活動に対する要望に応えるため、各種の生涯学習関連情報の提供サービスを行っているところであるが、生活水準の向上や余暇時間の増大に伴い、市民の要望は多様化し、複雑化してきているのが現状である。
- ・ 特に、生活圏の拡大により、市域を超えた情報の広範な交流が求められており、県内各地域における同種の情報についても広く収集し、利用する必要性が生じてきている。
- ・ このため、神奈川県が開発した「学習・文化情報システム」を導入し、県が広く県民に提供することを目的として収集した情報を、新たに本市の窓口に設

置する端末機により収集し、提供サービスを行うものである。なお、本市が利用する情報は、すべて県において本人同意を得ているものである。

### 3 審議会の判断理由

以下のことから、本人以外収集及びコンピュータ利用を認めるものである。

- ・ システム導入の必要性

多様化する市民の学習要求に適切に対応するために、求めに応じた生涯学習情報の提供や相談体制の整備を進めることは重要なことであり、特に人々の生活圏の拡大や学習事業の広域化により、県や他の市町村と連携を保つ必要性が生じてきていることは理解できる。

その意味で、各種の催し物や施設案内をはじめ、指導者・人材情報、団体・グループ情報やその他学習機会に関する情報の交流を積極的に行い、あるいはデータベースを構築し、相互利用しながら市民に提供していくことも必要であり、生涯学習の振興のための施策として、神奈川県が開発した情報提供システムを導入し、利用する必要性は認められる。

- ・ 取扱う個人情報の範囲

① 指導者・人材情報については、基本的事項をはじめ指導内容、指導地域、指導可能日及び加盟団体であり、これらは必要最小限の項目であると認められるほか、同意を得たうえで収集、提供することについても問題はない。

② 団体・グループ情報については、全県的に、あるいはそれ以上に広域的な活動を行う団体は別として、他の市町村の地域で活動する団体に関しては、一般的には他に広く知らせる必要がないと思われる項目であり、これらを収集し、提供することの同意が得られているとしても、その扱いについては極めて慎重に行う必要がある。

したがって、団体・グループ情報の提供を行う際、代表者の氏名及び住所については、個々のケースにより、特に必要があると認められる場合に限り提供すべきであり、その範囲においては、これらは必要最小限の項目であると認められる。

- ・ 安全対策

本業務は、神奈川県が開発した情報提供システムの端末機を設置するものであるが、本市が独自に定めた「藤沢市学習文化センター生涯学習関連情報提供業務に係る個人情報取扱い要領」により、データの保護及び機器の取扱いその他についての運営管理を行うため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

- ・ 審議会の意見

① 本業務を行うにあたっては、個人に関する情報を必要以上に提供すること

のないよう、特に営利目的やその他本業務の趣旨に反するような利用に対し、十分な注意を払われたい。

- ② 各市町村の情報を、データベースとして集中管理する神奈川県に対し、十分な安全対策、保護措置を講ずるよう、実施機関として申し入れをするよう要望する。

以 上